

令和5年6月1日

J A新みやぎ役員責任調査委員会報告（概略）

1 はじめに

J A新みやぎ役員責任調査委員会は、令和5年3月29日付け第三者調査委員会報告書及び同年5月1日付の調査報告書（追補）において、株式会社新みやぎサービスの取締役2名に善管注意義務違反を認め、その他の平成22年度から令和3年度までの間に旧株式会社栗っこライフサービス（以下、「旧栗っこライフサービス」という）の役員であった者に道義的責任がある旨を指摘されたことを受け、役員の内容を具体化し、追及するための指針を示すことを目的として設置された。

2 役員責任調査委員会の調査

当委員会は、令和5年5月19日及び20日、旧栗っこライフサービスの役員及び元役員29名に対し第三者調査委員会が指摘した役員責任に関するヒアリング調査を実施した。

3 役員責任の内容

（1）取締役2名（専務、常務）の責任

ヒアリング調査において弁明がなされたものの、第三者調査委員会の認定を変更するに足りる内容はなく、取締役に就任中に内部通報を受けた後も有意な調査を行っていなかったことは、取締役としての任務懈怠であり、善管注意義務違反に基づく損害賠償責任があるものと判断した。

損害賠償額は、内部通報を受けた後発生した損害額に損害割合を乗じ算出した、合計635万7605円が相当とした。

なお、取締役2名がそれぞれ内部通報を受け、重複している期間は連帯債務となる。

（2）他の役員の責任

第三者調査委員会において、道義的責任を負うべき対象とされた役員に対してヒアリング調査を実施したところ、調査に応じたほぼ全ての対象者から道義的責任を負うことについて否定的な回答はなされなかったが、道義的責任の示し方、内容に関して見解は様でなく、一定の指針を当委員会にて示すことを望む声が数多く聞かれた。

当委員会としても、旧栗っこライフサービスの役員は、法的責任は認められないとはいえ、その職制上有していた経営責任・監督責任等を明確にするためにも、役員報酬の一定額の返上（これに類する寄付）にてその道義的責任を示すことが相当とし指針額を示した。

ただし、道義的責任は法的責任とは異なり、あくまで任意に、各当事者が判断して行う性質のものであるため、具体的な対応は各個人の判断に委ねられることを付言した。

以上